

# 平成28年4月の新規採用等に伴う 組合員証の送付及び資格取得届出等の 受付方法のお知らせ

事務担当者の皆さまへ

新規採用及び人事異動により都共済・他共済から転入となったときは、公立学校共済組合東京支部の組合員資格の取得届出が必要となり、届出後に組合員証を発行しています。

しかし、年度当初の繁忙期に対応するため、4月1日採用・転入者(4月例月給与支給期に給与支給が確定している方)については、昨年度と同様、教職員人事給与システム(学校電算)及び区教育委員会等から採用・転入者情報の提供を受け、先に組合員証を発行し、その後届出を行っていただく取扱いとしますので、ご協力をよろしくお願ひします。

組合員証・届出用紙発送時期

平成28年4月中旬

\*届出については、**郵送又は都庁交換便による受付**とします。

\*4月1日採用・転入者の被扶養者の認定手続については、通常どおり届出後に被扶養者証を発行しますので、原則として組合員証が到着した後に行ってください。

\*詳細については、3月下旬に通知する「平成28年度新規採用等に伴う組合員証の送付及び組合員資格取得届出等の手続について」(27公立東京給第1959号)をご確認ください。



組合員の皆さまへ

組合員証の紛失に **ご注意!**

組合員証のカード化以降、組合員証を紛失する方が増えています。  
悪用される危険性もありますので、紛失しないよう保管には十分ご注意ください。

問合せ先

給付貸付課資格係

☎ 03-5320-6826